

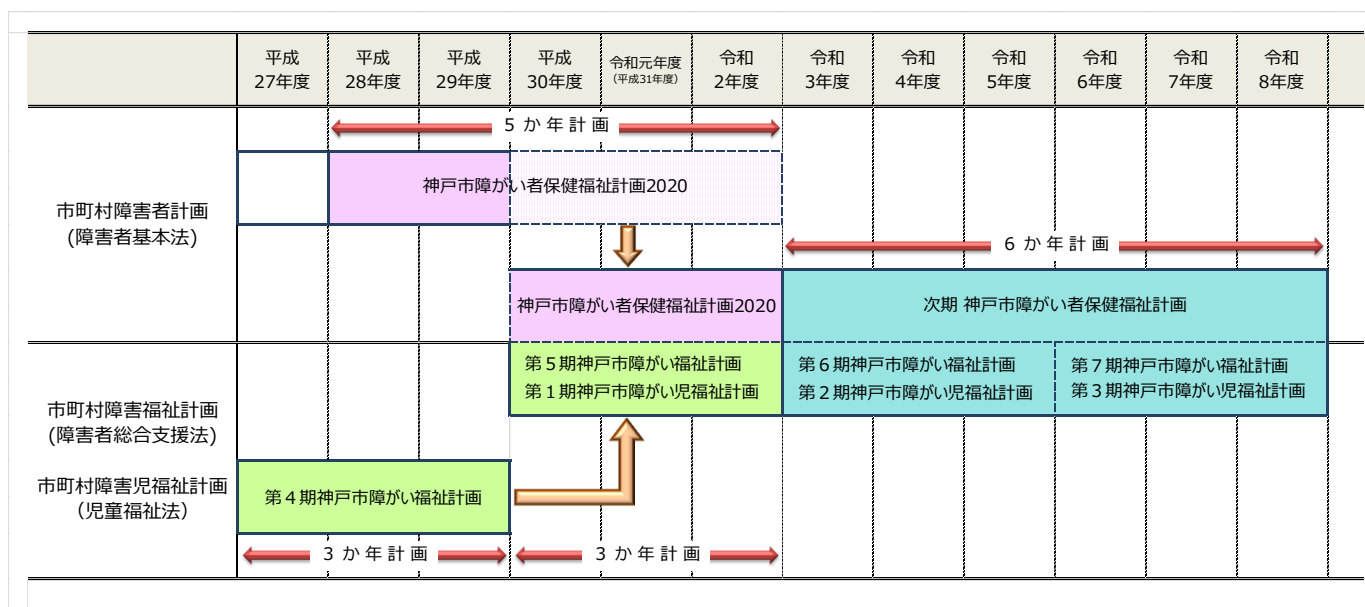
神戸市障がい者生活実態調査について

1. 調査の目的

障害者基本法に基づく「神戸市障がい者保健福祉計画 2020」、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「第 5 期神戸市障がい福祉計画・第 1 期神戸市障がい児福祉計画」の計画期間は、令和 2 年度までとなっています。

次期「神戸市障がい者保健福祉計画」の計画期間は 6 カ年の計画とし、前半 3 カ年を「第 6 期神戸市障がい福祉計画・第 2 期神戸市障がい児福祉計画」と統合して策定します。

「神戸市障がい者生活実態調査」は、これらの計画の策定にあたり、障害者の現在の生活状況、必要な福祉ニーズ、就労の状況・意識、及び前回調査（平成 27 年 8 月）からの変化などを把握し、新たな計画策定の基礎資料の一つとすることを目的として実施します。



2. 対象者・方法

身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、発達障害者の中（障害児を含む）から無作為に抽出し、郵送による配布・回収によりアンケート調査を行います。（約 1 万人を予定）

3. スケジュール（予定）

7 月 31 日	○第二回障害者施策推進協議会 ・実態調査におけるアンケート項目について
10～11 月頃	調査票送付、回収
12～1 月頃	○第三回障害者施策推進協議会 ・実態調査の速報値の報告